

R I A 事後検証シート

事後検証実施日：平成29年3月30日

対象政策	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律	事前評価実施日	平成22年2月22日
		事後検証実施予定年度	平成28年度
担当課	水管理・国土保全局 砂防部砂防計画課	担当課長名	栗原淳一
規制の目的、内容及び必要性等	<p>① 法令等の名称・関連条項とその内容 【関連条項】 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第30条 【内容】 ・緊急調査のための土地の立入り等</p> <p>② 規制の目的 河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害から国民の生命・身体を保護するため、市町村が住民への避難の指示等を適切に行えるよう、土砂災害の急迫した危険がある場合において、国又は都道府県による緊急調査を円滑に実施できるようにする。 （※緊急調査：土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の発生が想定される土地の区域及び時期に関する調査）</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p style="margin-left: 20px;">a 関連する政策目標</p> <p style="margin-left: 40px;">4 水害等災害による被害の軽減</p> <p style="margin-left: 20px;">b 関連する施策目標</p> <p style="margin-left: 40px;">12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p> <p style="margin-left: 20px;">c 規制により達成を目指した状況についての具体的指標 本規制は、土砂災害の急迫した危険がある場合において、国又は都道府県が緊急調査を円滑に実施することにより、河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害から国民の生命・身体を保護するために行うものである。 ただし、河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害が国民の生命・身体に影響を与えるかどうかについては、緊急調査の円滑な実施のみならず、河道閉塞（天然ダム）等の規模や、住民が確実に避難するか否か等、非常に多数の要素が複合的に影響する。そのため、本規制の有無と国民の生命・身体保護との関係について、一義的に判断することは難しいことから、定量的な指標を設定することは困難である。</p> <p>④ 規制の内容 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。【第30条】</p> <p>⑤ 規制の必要性</p> <p>土砂災害による犠牲者ゼロを実現するためには、土砂災害の危険性が高まった際に、そのことを市町村長が的確に把握し、危険区域内の住民に対して避難指示等を円滑に実施する必要がある。そのためには、市町村は、土砂災害の急迫した危険がある場所において、実際に現地に立ち入って、調査、監視、観測等を行い、山腹の崩壊、土砂の流出といった地形の変化を把握する必要があるが、土砂災害の経験の少ない市町村では、土砂災害に関する高度な技術を有していないため、</p>		

	<p>過去の土砂災害発生事例において、必ずしも適切に避難指示等が実施されているとは言えない。(＝目標と現実のギャップ)</p> <p>土砂災害の危険性が高まった際の避難指示等は市町村長の責務であるが、土砂災害の経験の少ない市町村では、被害が想定される区域及び時期の特定等が困難なため、適切な避難指示等が困難。(＝原因分析)</p> <p>土砂災害の危険性が高まった際には、土砂災害に関する専門的知見を有する国や都道府県の職員やその受任者が、昼夜あるいは土地の所有者を問わず、実際に現地に立ち入って、調査、監視、観測等を行い、山腹の崩壊、土砂の流出といった地形の変化を把握し、その結果を元に、市町村に対して、被害が想定される区域及び時期の情報提供を行うことができるような仕組みが必要。(＝課題の分析)</p> <p>以上より、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の中に、土砂災害の急迫した危険がある場合における、国又は都道府県により緊急調査の実施、土砂災害の被害が想定される区域及び時期の市町村への通知及び一般への周知等必要な事項を定めることとする。その上で、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができるものとする。(＝規制の具体的内容)</p>
事後検証の結果	河道閉塞等の土砂災害から国民の生命・身体の保護を図るため、法施行後、霧島山（新燃岳周辺）等において5件の緊急調査を円滑に実施することができた。
規制の費用	<p>① 遵守費用 緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地への立ち入りや、特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することを認めることにより、土地の所有者等が一時的に使用制限を受ける等の遵守費用が発生するが、損失補償規定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第5条第8項）が設けられていることもあって、その費用は殆ど生じないと当初想定していたが、実際に損失補償規定を適用するような事象は発生しておらず、遵守費用は発生していない。</p> <p>② 行政費用 国又は都道府県による緊急調査を実施する際に、土地内に存する支障物件等を処理等することにより、損失補償に要する費用等の一定の行政費用が発生すると当初想定していたが、実際に損失補償規定を適用するような事象は発生しておらず、行政費用は発生していない。</p> <p>③ その他の社会的費用 －</p>
規制の便益	国又は都道府県による緊急調査の実施時に、他人の占有する土地への立ち入りや、特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することを認めることにより、土砂災害の急迫した危険がある場合において、緊急調査が迅速かつ円滑に実施される。その緊急調査により土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を得ることができ、その情報を市町村に通知することにより、市町村が住民への避難の指示等を適切に行うことができるようになり、当初の想定どおり河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害から国民の生命・身体を保護することが可能となった。
費用と便益の関係の分析等	事前評価実施に分析したとおり、本法については、国又は都道府県による緊急調査を実施するための一定の行政費用が想定されるものの、土砂災害の急迫した危険がある場合において迅速かつ円滑な緊急調査の実施が可能となり、市町村が住民への避難の指示等を適切に行うことができるようになり、河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害から国民の生命・身体を保護することが可能となったと考えられる。
有識者の見解や関連データ	① 規制実施後の有識者等の意見 －

	② 目標達成未達成に際して影響を与えた外部要因とその具体的内容 — ③ 評価において用いたデータや文献等の概要や所在に関する情報 —
その他	